

学生の皆さんへ

星槎道都大学  
学長 飯浜 浩幸

**【連絡】新型コロナウイルス感染症への対応等について（令和5年2月21日現在）**

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和5年2月10日変更 新型コロナウイルス感染症対策本部決定）より、令和5年5月8日、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の位置づけとして、「5類」に引き下げが発出されることに伴い、従来の感染予防及び対応が緩和される予定です。

このことから、標記について本学の対応等を下記のとおりご確認・ご対応をお願いします。

記

1. 新型コロナウイルスに感染、PCR検査受診に関する報告について

「新型コロナウイルス感染症対策本部」の決定事項に基づき、本学においては、令和5年2月22日（水）より報告義務を課さないものとします。

ただし、コロナ禍拡大が再発し、政府や北海道等からの対応要請があり、本基準を要する際に、学内で再度検討の上、お示しする場合がございます。

2. 今後の対応等について

感染予防及び対応が緩和されることから、学生皆さんの対応を以下のように変更します。

①発熱等の症状がある場合について

- ・まずは登学を控え、学生各自で医療機関等へ確認・受診等を行ってください。

②PCR検査結果等により「陽性」の場合について

- ・自宅療養等により授業を欠席してください。（履修科目担当者へMicrosoft Teams チャット機能等で連絡）
- ・回復後、講義の欠席処理を行ってください。（診療明細書等の証明書を学務課窓口に持参し、「講義欠席理由書」を記入・提出）

③濃厚接触者になった場合について

- ・発熱等の症状がなければ、マスク着用やアルコールの消毒等、感染防止策を徹底した上で登学は可能とします。

④大学への報告について

- ・感染または感染疑いがある場合、従来であれば大学ホームページから感染フォーム入力等により、大学（学務課）へ報告を求めていましたが、今年度の授業が終了する令和5年2月22日（水）をもって廃止します。

3. その他

コロナ禍拡大が再発し、政府や北海道等からの対応要請があった際、学生の皆さんに新たなご対応のご協力をお願いする場合があります。

以上